# 重層的支援体制整備事業について

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

# 地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化してい るケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時に は排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、 支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

#### <現在>

相談する先が わかっている 課題

対応が

できて

ニーズ

対応が

できて

いない

ニーズ

いる

▶ 自ら相談に行く 力がある

各分野の相談機 関で対応

- ·地域包括支援 ヤンター
- ·相談支援事業 所(障害)

#### ●世帯の複合課題

> 本人又は世帯の課題が複合 (8050、ダブルケア等)

#### ●制度の狭間

制度の対象外、基準外、一時的 なケース..

## ●自ら相談に行く力がない

- ▶ 頼る人がいない、自ら相談に行く ことが困難。社会的孤立・排除
- ▶ 周囲が気づいていても対応が分 からない、見て見ぬ振り(地域の 福祉力の脆弱化)
- ※「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

#### <対応>

市町村における 包括的な支援体制の整備

### 【1】「他人事」が「我が事」に なるような環境整備

- 住民参加を促す人への 支援
- 住民の交流拠点や機会 づくり
- 【2】住民に身近な圏域で、 分野を超えた課題に総合 的に相談に応じる体制づ **(4)**
- 地区社協、地域包括支援 センター、相談支援事業 所、地域子育て支援拠点 等で実施
- 【3】公的な関係機関が協働 して課題を解決するため の体制づくり
  - ·生活困窮者自立支援機 関などが中核

<第106条の3>

くできるようになること>

- ◆地域住民が課題を抱えた 人や世帯に、「安心して気 づくにとができる
- ◆課題の早期発見により、深 刻化する前に解決すること ができる
- ◆世帯の複合課題や制度の 対象にならない課題も含め て、適切な関係機関につな ぎ、連携しながら、解決する ことができる
- ◆地域住民と協働して新たな 社会資源を作り出すことが できる
- ◆本人も支える側(担い手)に もなり、生活の張りや生き がいを見出すことができる

# 法 施行

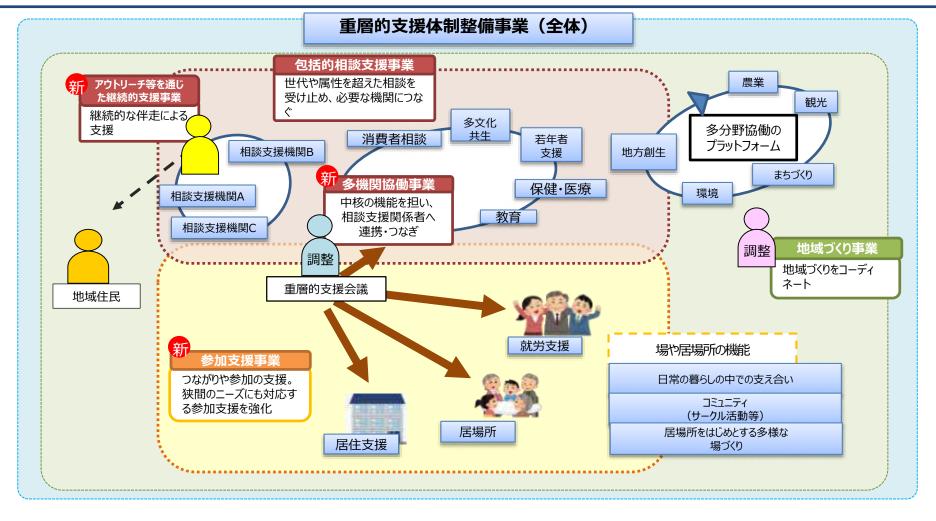


小中学校区等の圏域

市町村域等

# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例 については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

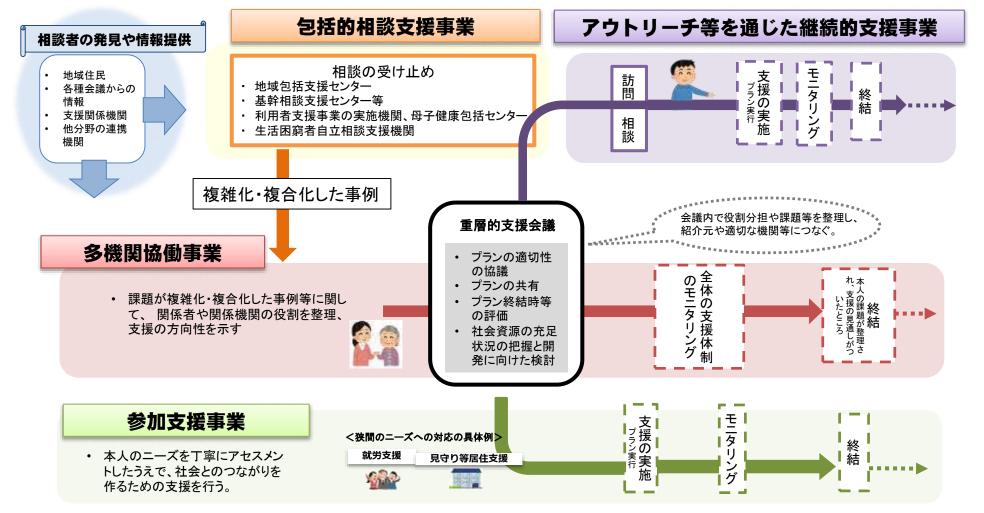
- ○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。
  - ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
- ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	- -相談支援 -	【介護】地域包括支援センターの運営
			【障害】障害者相談支援事業
	八		【子ども】利用者支援事業
	=		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組で は対応できない狭間のニーズについて、就労支援 や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	1	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定める もの(地域介護予防活動支援事業)
			【介護】生活支援体制整備事業
	八		【障害】地域活動支援センター事業
	=		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成(※)	新

- (注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
- (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

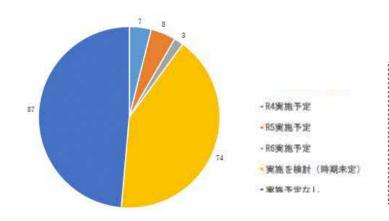


- ※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
- ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 重層的支援体制整備事業に関する課題

- <市町村へのアンケートの結果で課題として回答が多かった事項>
- 新たに実施が必要な「多機関協働」「参加支援」「アウトリーチ支援」を行うための人的資源が不足しており、負担感が大きい。
- 実施によるメリットがわかりづらい。(小・中規模自治体では既に連携体制ができている自治体も多く、事業の前後での変化が乏しい)
- 人口規模が大きい市部においては関係部局・関係機関間での合意形成を得ることが困難。
- 市町村の実施は任意であり、実施による財政的なメリットは小さいが、予算の組み替え等の 煩雑な事務が発生。

## <市町村への重層的支援体制整備事業の移行予定に関する調査結果>



- ・R 3 実施市町村は4 町 (妹背牛町、七飯町、鷹栖町、津別町)
- ・重層的支援体制整備事業の実施に関心のある市町村は半数程度あるものの、実施時期を具体的に決めている市町村は少数。

# 重層的支援体制構築に向けた後方支援事業

### く概要>

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(例:8050世帯や介護と育児のダブルケア)する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間の

- ニーズへの対応が困難。
- →属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できるよう、令和3年4月から重層的支援体制整備事業が開始

(実施を希望する市町村による任意事業)

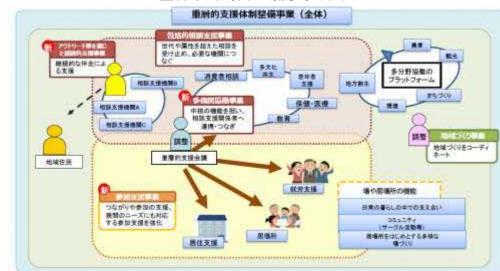
- →実施市町村の状況や共生社会構築に向けた先進事例の紹介等に
- より市町村の体制構築が円滑に進むよう、北海道が後方支援を実施
- **〈事業概要〉**(共生型社会の構築等についてノウハウのある法人等へ委託)

## 1連携促進説明会



市町村職員等を対象に、重層的支援体制整備事業の制度や実施に係る市町村内での連携体制構築の進め方等に関する説明を行うほか、道内外における地域共生社会の構築に向けた先進的な取組みの紹介を行う。 (オンライン会議で実施)

#### 重層的支援体制整備事業の概要



出典:厚生労働省社会・援護局地域福祉課作成資料

## ②情報共有の場づくり



令和3年度から事業を実施する市町村及び今後、実施を予定している市町村の職員を対象に、それぞれが抱えている課題の解決や他地域での取組みを体制構築の参考とできるよう、事業実施に向けた意見交換や情報共有を図る場を設ける。

(少人数による集合形式もしくはオンライン会議で実施)

## 3手引きの作成



小規模自治体が多い道内の地域特性を踏まえて、道内外の小規模自治体における実施事例の経過や相談対応等の手法についてまとめるとともに、生涯活躍のまち「コルクえべつ」など道内外の地域共生社会の構築に向けた先進的な取組みを紹介する手引きを作成し、市町村に配布する。